

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

三重国民年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年7月まで
② 昭和47年8月

申立期間①については、私がA県の大学を卒業したころ、母親がB町で国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。

申立期間②については、厚生年金保険と重複して加入していた期間ではないにもかかわらず、還付されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親も他界しているため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳では、申立人の資格取得日は昭和46年8月1日となっており、これは社会保険事務所及び町の記録とも一致している。このため、申立期間①は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできなかつたとみられる上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、昭和47年5月から同年7月までの期間及び同年9月から58年1月までの期間の厚生年金保険加入期間に挟まれた期間で

あるにもかかわらず、町の国民年金被保険者名簿によると、47年5月10日から58年2月16日までの期間が厚生年金保険加入期間とされ、申立期間②を含む47年5月から49年5月までの期間の保険料について還付処理がなされているが、本来、申立期間②は国民年金の強制加入期間であることから、納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 39 年 1 月まで

国民年金制度が始まってから 1 年半ほどして友人達の間で年金の話題が出るようになり、将来のことを考えたら国民年金を納めた方が得だということで昭和 37 年 8 月ごろに加入して、国民年金保険料は集金人に納めてきた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記録上国民年金保険料の納付を開始している昭和 39 年 2 月以降、約 30 年にわたる国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、48 年 4 月から 60 歳到達までの 20 年余りについては付加保険料も納付しているなど納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人は、国民年金に加入した当時の状況を明確に記憶しており、加入時期については子供が 3 歳のころであったとしているところ、戸籍により当時申立人の子供は 3 歳であったことが確認できる上、申立人の近隣の友人は申立人よりも加入した時期は遅かったと思うとしているところ、社会保険庁の記録によると、当該隣人の資格取得日は昭和 38 年 12 月 28 日であることが確認できる。

さらに、当該隣人に聴取したところ、「私の国民年金の加入時期は明確には記憶していないが、申立人から、申立人は私より先に加入していた旨の話聞いた覚えがある。」と供述している上、申立人が記憶している集金人による集金についても、当該隣人も、時期は申立期間に限定できないものの行われていたとしていること、申立人が当時納付していたとする保険料額も申立期間当時の保険料額と一致していること等から、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

高齢のため記憶は明確ではないが、国民年金制度が始まった時に夫と一緒に国民年金に加入した。加入手続は、私が市役所で行い、その時窓口で国民年金手帳をもらったように思うが、古い手帳は無い。市役所の窓口で当時月 100 円の国民年金保険料を夫婦二人分一緒に納付してきたのに、申立期間について、私の分だけ未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、約 32 年にわたる国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、8 か月の未納は見られるものの、その期間を除くと国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降約 32 年にわたる国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 1 月ごろに申立人の夫と連番で払い出されているが、その時点で、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である上、申立期間に係る申立人の夫の保険料については納付済みとなっていること、納付日が確認できる期間については夫婦の納付日は同一であることから、基本的に夫婦の納付行為は同一であったと考えられること等を勘案すると、申立期間に係る申立人の保険料についてもその夫と同時に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から26年9月1日まで

私は、A社で貯金関係の業務に従事しており、繁忙期にはみかんの集出荷、労務手配などの業務も行った。申立期間当時は脱退手当金の制度も知らなかったし関心も無かったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和28年3月11日に支給されたことになっている上、A社の当時の会計担当者に照会したところ、「脱退手当金の制度、手続に関する説明及び代理請求はしていなかったと思う。」との供述があることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和26年11月27日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重国民年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年9月から59年3月まで

申立期間は学生で、住所はA県B市に移していたと思う。また、当時、名前を「C」から「D」に変更した。多分、父親が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれたと思うので、調べてもらいたい。父親は、昭和60年に他界している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親も他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月から同年7月ごろにE県F町において払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、町の電算記録に記載されている申立人の資格取得日も60年8月1日となっており、申立期間については未加入期間とされているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間についてはA県B市に住所を異動しているため、E県F町に居住している申立人の父親が、同町において申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人は、B市において国民年金の加入手続等を行った記憶も無く、同市において、申立人が国民年金に加入した形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 49 年 6 月まで

役場担当者から国民年金への加入と国民年金保険料の納付を促され、現金で保険料を納付した記憶がある。昭和 42 年 10 月ごろ国民年金の再加入手続をした時に 2 年分ほどの保険料をまとめて納付した。その後は 2 か月に 1 回役場に現金を持参し保険料を納めた。

また、同姓同名の人が町内におり、何かと間違いが起こっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、昭和 42 年 10 月ごろに国民年金への再加入手続を行ったと主張しているが、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿では、39 年 4 月に被保険者資格を喪失して以降、再加入した形跡は無く、当該資格喪失届は同年 7 月 20 日に提出された旨が記載されている。

さらに、市が保管している申立人の妻の国民年金被保険者名簿においても、申立人の妻は、昭和 39 年 4 月に申立人の厚生年金保険加入に伴い、国民年金の強制加入から任意加入に種別変更されているが、その後、再度強制加入に種別変更された形跡は無いことから、申立人は、厚生年金保険への加入に伴う国民年金の喪失手続は行ったものの、厚生年金保険の喪失に伴う国民年金への再加入手続は行わなかったものと考えられる。このため、申立人は、申立期間は国民年金の未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時同姓同名者が町内に在住していたため、国民年金の加入記録が取り違えられたのではないかとしているが、当該同姓

同名者は申立人が国民年金への再加入手続を行ったとしている時期より前に改名しており、改名後の氏名で国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立期間の大部分については改名後に特例納付及び過年度納付により保険料を納付していることから、申立人の記録が当該同姓同名者の記録と間違えられたとは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月及び同年8月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月及び同年8月
申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を2通所持している。保険料を還付してもらった記憶が無いので、重複して納付した分を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を2通所持しており、1通目は昭和57年度2期（昭和57年7月、8月及び9月）の納付書により昭和57年7月分及び8月分は同年9月1日に（昭和57年9月分は同年10月1日に納付している）、2通目は再発行された納付書により申立期間及び3期（昭和57年10月、11月及び12月）の保険料を併せて58年1月26日に納付していることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、備考欄に「還付決定10,440円57.7～57.8まで（57.11.5）N0116」と記載されていることから、申立期間の国民年金保険料は昭和57年11月5日付けで申立人に還付されたことが確認でき、当該還付は、申立人が申立期間の保険料を2回目に納付した時期より前に行われたものと判断できる。

また、申立人は、昭和57年4月に厚生年金保険に加入し、同年6月20日現在（昭和57年6月26日に訂正済み）に喪失しているが、同年6月の保険料については、申立人が所持している領収書から58年6月に過年度納付されていることが確認できることから、厚生年金保険の喪失に伴う国民年金への再加入手続を適切に実施していなかったものと考えられる。

これらの状況を踏まえると、申立期間については、厚生年金保険加入期間であることを理由に国民年金保険料が還付されたものの、その後、国民年金に再加入したことに伴い未納期間であることが判明したため、国民年金保険料の納

付書が再発行されたものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳の記載内容に不自然な点は無く、申立人に聴取しても、申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 646

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和30年8月に転入した時に、生年月日を1年間違って届けていたと思う。勤めていた会社の社長の家に一緒に住んでおり、家族の一員のようになっていた。給料は小遣い程度しかもらっておらず、国民年金保険料は会社が払ってくれていたと思うので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が当時勤めていた会社の社長が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控等)は無い上、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする会社の社長及びその妻も他界しているため、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、申立人が間違ったとする生年月日を含めて調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、昭和41年4月発行の国民年金手帳を所持しており、当該手帳を受領した際に国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付したとも主張しているが、当該時点においても、特例納付制度は開始されていないため、制度上、申立期間の保険料を一括して納付することはできない上、昭和40年度の保険料については41年3月31日に納付していることから、当該手帳の再発行の手続の際に1年分を一括して納付したものと推認でき、当該期間の保険料の納付を申立期間の納付と錯誤しているものと考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年3月に大学を卒業した後、実家で農業をしていた。47年3月ごろに母親からオレンジ色の国民年金手帳をもらい、1年分は国民年金保険料を納付したから来年から自分で納付するように言われた。その後の国民年金保険料を納付した記憶は無いが、母親が納付してくれた1年分が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も既に他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間当時申立人が居住していた町及び当該町を管轄していた社会保険事務所に確認しても、申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立人は国民年金に未加入であったことから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人はその母親からオレンジ色の国民年金手帳をもらったとしているが、申立期間当時、オレンジ色の国民年金手帳は使用されていなかった上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 648

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

昭和38年1月から厚生年金保険に加入していたが、40年3月まで国民年金保険料を納付していた。41年か42年ごろ社会保険事務所に還付の手続に行ったが、還付は銀行口座への振込による方法のみであると言われ、当時銀行口座を作っていなかったため、国民年金保険料はそのまま預かってほしいと帰ってきた。納付記録を確認したところ申立期間の国民年金保険料は還付済みであるとの回答であった。納得がいかないのを調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は厚生年金保険に加入していることから、国民年金保険料の還付対象期間であるところ、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳(旧台帳)において、昭和38年1月から40年3月までの欄に還付金が支給されたことを意味する「還」の記載がある上、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には「41.10.26 38.1～40.3 還付 ¥2800」と記載されており、これは市が社会保険事務所から還付決議の連絡を受けた日付であることから、申立人への還付処理が41年10月26日までに行われたことが推認でき、これらの記載内容に不自然な点はない。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和38年1月から40年3月までの検認印の上に「検認取消」のゴム印が押されているほか、還付記録の欄に「昭和38年1月から昭和40年3月まで 2800」との記載がある上、上記市の被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得に伴う国民年金の資格喪失届出は41年7月20日に行われていることから、一連の事務処理に不合理な点もみられない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の還付手続を行ったが、還付は銀行口座への振込による方法のみであると言われたため、還付金は受け取らなかったと主張しているが、申立期間当時の還付方法には銀行口座への振込以外の方法もみられることから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立人に聴取しても、還付金を受領した記憶が無いというほかに、申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月9日から20年8月28日まで

被保険者記録照会回答票により、申立期間については脱退手当金支給済みとされていることを知った。しかし、私は脱退手当金の請求はしておらず、受給したことも無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている申立人以外の者について、申立人の資格取得日と同一日に資格取得し、申立人の資格喪失日前後15日以内に資格喪失した者のうち同事業所で6か月以上勤務した者57人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、52人について支給記録があり、うち40人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、支給決定日も申立人と同じ者が10人いること、及び当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和20年11月26日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 17 日から 43 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は昭和 42 年 10 月 17 日から 44 年 10 月 1 日までA社に継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人が勤務していた最後の勤務先であるB事業所の人事記録カードにより、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和 50 年 3 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人にA社の入社を勧め申立期間当時同僚であったとする申立人の兄を含め複数の同僚に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、申立人の兄以外の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得られなかった上、申立人の兄からは、「私は申立人である弟より少し早く当該事業所に入社した。」との回答があったところ、社会保険庁の記録によると、申立人及びその兄共に、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 43 年 5 月 1 日と同一となっていることから、当該事業

所においては、必ずしも入社時に合わせて厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る申立人の被保険者原票は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 475

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月から同年 9 月まで
② 昭和 31 年 10 月から 34 年 8 月まで
③ 昭和 34 年 9 月から 37 年 11 月まで

私は、高校卒業後すぐにA社(現在は、B社)に入社し1年弱働いた。その後、C社に入社しD県の高速道路の工事に従事し、大型災害後にE市で国道の工事に従事した。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 31 年 6 月 1 日であり、申立期間①のうち 31 年 3 月から同年 5 月 31 日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号※番から※※番(昭和 32 年 2 月 1 日資格取得)までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和 31 年 6 月 1 日以降となっており、申立人の氏名も無い上、申立人は、同事業所において 34 年 9 月 1 日から 35 年 6 月 10 日まで被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申

立期間①のうち昭和 31 年 6 月 1 日以降に A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、同僚二人から、申立人が当該事業所において勤務していたことは覚えているが、申立期間①には当該事業所に在籍していなかった旨の供述があった。

申立期間②及び③について、C 社 F 作業所は昭和 32 年 10 月 1 日に、同社 G 作業所は昭和 34 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同社本社に申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当社が保管している昭和 20 年から 30 年代までの『健康保険及び厚生年金保険被保険者台帳』に申立人の記録は無く、また、仮に申立人が当社の施工工事に従事したとしても直接の雇用関係でなければ厚生年金保険に関する手続は行っていない。」との回答があった。

また、申立期間②について、当時 C 社 F 作業所及び同社 G 作業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、社会保険事務所が保管している C 社、同社 F 作業所及び同社 G 作業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難しい。

さらに、申立期間③について、申立人は E 市にあった C 社で勤務したとしているが、社会保険事務所の記録によると、同市において同社及び同社関連事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同市の近隣の H 市に所在する同社 I 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無い。

加えて、申立期間③に申立人と一緒に E 市の国道の工事に従事していたとする同僚に照会したところ、「私は、昭和 36 年から C 社の下請けとして E 市の国道の土木作業をしており、申立人と一緒に働いていたが、私の厚生年金保険被保険者記録は無かった。」との回答があった。

その上、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間③のうち昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 6 月 10 日までの期間は A 社の厚生年金保険被保険者期間となっている。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 16 日から 45 年 3 月 1 日まで
② 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 5 月 4 日まで
③ 昭和 52 年 3 月 21 日から同年 10 月 12 日まで
④ 昭和 54 年 12 月から 55 年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 55 年 12 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 57 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

はっきりとした記憶はないが、厚生年金保険加入記録にある事業所以外にも、タクシー会社、運送会社、建設会社で働いていた。タクシー会社と建設会社では、給与から厚生年金保険料や税金が控除されていた記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当社が保管している労働者名簿、履歴書及び被保険者台帳等を調査したが、申立人に係る記録が無いことから、当社で申立人を雇用していなかったと考えられる。」との回答があった。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の記録により確認できた申立期間①にA社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当社の在籍名簿に申立人の記録が無い。」との回答があった。

また、申立人は、申立期間②当時の同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の記録により確認できた申立期間②にB社に在籍していた複数の同僚に照会を試みたが、いずれも他界又は連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、「当社の社員名簿に申立人の氏名が無い。」との回答があった。

また、申立人は、申立期間③当時の同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の記録により確認できた申立期間③にC社に在籍していた複数の同僚に照会を試みたが、いずれも他界又は連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間④について、社会保険事務所の厚生年金保険の適用事業所に係る記録によると、申立人が記憶している「D事業所」という名称の事業所は確認できず、「E社」という名称の事業所がF市に所在していることは確認できるものの、申立人が記憶している勤務地であるG市には当該事業所は所在しない。

また、法務局に照会したところ、D事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった上、申立人は、申立期間④当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間⑤について、社会保険事務所の厚生年金保険の適用事業所に係る記録によると、申立人が記憶している「H事業所」という名称の事業所は確認できず、「I事業所」という名称の事業所が5社確認できるものの、そのうち1社は申立期間⑤当時には設立されておらず、ほかの4社についてはいずれも申立人が記憶している勤務地に該当しない。

また、法務局に照会したところ、H事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間⑤

に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできない上、申立人は、申立期間⑤当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間⑥について、社会保険事務所の記録によると、J社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法人登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間⑥に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間⑥当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 11 月 1 日まで A 社で勤務し生産現場の資材発注、生産管理をしていた。同社は昭和 61 年に倒産しており、厚生年金保険に加入していたと証明することはできない。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元役員及び元上司の供述から、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は昭和 61 年 6 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員二人及び上司一人に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、いずれからも当該事業所では新入社員に対して一定期間（1 か月から 3 か月程度）の試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保険料を控除していなかった旨の回答があった。

また、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る申立人の被保険者原票は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月26日から30年6月まで

私は、A社に2年4か月勤めていたが、入社してから3か月だけ厚生年金保険の加入記録があるというのはおかしい。当時、同社は社会保険に厳しく、厚生年金保険に加入していないことは無いはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、人事記録などは残っていないため申立人が勤務していた時期等について確認することはできなかったが、同社から提出された同社作成の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の写しによると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は昭和28年2月1日資格取得、同年5月26日資格喪失となっており、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立人が申立期間におけるA社の同僚であるとしている二人については、一人は社会保険庁の厚生年金保険被保険記録に該当者は見当たらず、もう一人は病気のため聴取できない上、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間に同社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶していないため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで
② 昭和 32 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで

私は、昭和 31 年 3 月、中学校を卒業する際に教頭から紹介され、A社（現在は、B社）へ入社し正社員となった。32 年 10 月にはC社を受験し入社したので、A社の退職日は同年 9 月末のはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の身分証明書により、申立人が同社において申立期間①に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①及び②について、A社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、申立人と同一日（昭和 32 年 1 月 1 日）に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から、「私は当該事業所に昭和 31 年の夏前に入社した。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 32 年 1 月 1 日、資格喪失日

は同年8月31日となっており、申立期間①について、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

加えて、申立期間②について、申立人はA社を昭和32年9月30日に退職後、C社に入社するまで約1か月の期間があったと主張しているところ、申立人のC社における雇用保険加入記録は同年10月9日である上、申立人の入社日を同社に照会したところ、同年10月9日との回答があった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。